

技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達を次のように定める。

平成 2 1 年 4 月 2 3 日

航空幕僚長 空将 外 薗 健一朗

技術空曹の任用の基準に関する達の一部を改正する達

技術空曹の任用の基準に関する達（平成 4 年航空自衛隊達第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「別表」を「別表第 1」に、「それぞれの」を「それぞれ同表に定める」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該者が短大卒以上の学歴等を有するときは、別表第 2 に定める階級（別表第 1 による任用階級より上位の階級に限る。）に任用することができる。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（任用年齢の基準）

第 3 条 技術空曹は、次の年齢の者から採用する。

- (1) 空曹長については、年齢 3 0 歳以上
- (2) 1 等空曹については、年齢 2 3 歳以上
- (3) 2 等空曹については、年齢 2 1 歳以上
- (4) 3 等空曹については、年齢 2 0 歳以上

別表（付表を除く。）を別表第 1 のように改める。

別表第 1 の次に別表第 2 を加える。

附 則

- 1 この達は、平成 2 1 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にこの達による改正前の技術空曹の任用の基準に関する達別表に定める資格等を有する者に係る任用の基準については、当該資格等が効力を有する間は、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

資格等による任用基準

任用階級 技術区分	空 曹 長	1 等空曹	2 等空曹	3 等空曹
通 信		第1級陸上無線技術士 第1級総合無線通信士 伝送交換主任技術者	第2級陸上無線技術士 第2級総合無線通信士 線路主任技術者 A I ・ D D 総合種工事担任者 A I 第1種工事担任者 D D 第1種工事担任者	第3級総合無線通信士 航空無線通信士 A I 第2種工事担任者 D D 第2種工事担任者
整 備		1級自動車整備士 1等航空整備士 航空工場整備士	2級自動車整備士 2等航空整備士	
建 設	1級建築士	1級建設機械施工技士	2級建築士 測量士	2級建設機械施工技士 測量士補
電 気		第1種電気主任技術者	第2種電気主任技術者	第3種電気主任技術者 第1種電気工事士
設 備 管 理		特級ボイラー技士 甲種消防設備士（2種類以上の取得）	1級ボイラー技士 乙種消防設備士（2種類以上の取得）	
工 作 等		1級技能士 調理技能士 電子回路接続技能士		2級技能士
航 空 管 制			技能証明保有者	基礎試験合格者
気 象		気象予報士		
危 険 物		甲種火薬類製造保安責任者 第1種冷凍機械高压ガス製造保安責任者 甲種機械高压ガス製造保安責任者 第1種放射線取扱主任者	甲種危険物取扱者 乙種火薬類製造保安責任者 甲種火薬類取扱保安責任者	乙種火薬類取扱保安責任者 第2種冷凍機械高压ガス製造保安責任者 乙種機械高压ガス製造保安責任者 第2種放射線取扱主任者

情 報 処 理	I Tストラテジスト システム監査技術者 プロジェクトマネージャ システムアーキテクト I Tサービスマネージャ テクニカルエンジニア（システム管理）	データベーススペシャリスト テクニカルエンジニア（データベース） ネットワークスペシャリスト テクニカルエンジニア（ネットワーク） 情報セキュリティスペシャリスト テクニカルエンジニア（情報セキュリティ） 応用情報技術者 ソフトウェア開発技術者		基本情報技術者
車 両 教 習		指定自動車教習所技能検定員	指定自動車教習所教習指導員	
衛 生		管理栄養士	栄養士 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 看護師 救急救命士	第1種衛生管理者 歯科技工士 准看護師
音 楽			音楽大学等卒業者	音楽短大等卒業者
語 学			英語による任用は、TOEIC点数730点以上の者 その他の外国語による任用は付表による。	英語による任用は、TOEIC点数600点以上の者 その他の外国語による任用は付表による。

注：技能士（調理技能士、電子回路接続技能士を除く。）とは、機械加工、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、油圧装置調整、機械木工、印刷、機械プラント製図及び写真の各技能士をいう。

別表第 2（第 2 条関係）

学歴等による任用基準

学歴	項 目	任用階級		
		空 曹 長	1 等空曹	2 等空曹
短大卒以上	卒業後の経過年数	1 2 年以上	8 年以上	5 年以上
	資格等に係る実業務経験年数	5 年以上	3 年以上	1 年以上
	年 齢	3 0 歳以上	2 3 歳以上	2 1 歳以上

- 注：1 短大卒とは、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）による 2 年制の短期大学又は高等専門学校卒業のほか、人事院規則 9－8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第 3 の学歴区分の欄中「短大 2 卒」の区分に対応する学歴免許等の資格をいう。
- 2 この表による任用階級の決定に当たっては、当該階級に係る各項目の欄に掲げる年数及び年齢をいずれも満たすことを要する。